労働者には最低賃金！　家内労働者には最低工賃!!

守ろう家内労働法
確かめよう最低工賃

自宅などを作業場として、製造・加工業者や販売業者（問屋など）などから物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことを「家内労働」、家内労働を行う者を「家内労働者」といいます。

東京都内の事業場とその事業場で働く労働者には、東京都最低賃金が適用されます。同様に、委託者とその委託者から委託を受ける家内労働者には、家内労働法に基づき最低工賃が適用されます。

現在、東京都において最低工賃が定められているのは次の３業種です。

- 東京都革靴製造業最低工賃
- 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃
- 東京都電気機械器具製造業最低工賃

委託者は、東京都内で特定の業務に従事する家内労働者に対し、次ページ以降に記載された金額以上の工賃を支払わなければなりません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は
東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ
賃金・最低賃金・家内労働関係
家内労働に関すること

東京労働局

1　東京都革靴製造業最低工賃

効力発生の日
令和８年５月 14 日

【適用対象者】
東京都内において、革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

靴1足につき下記金額

業務	品目		規格		工程（下記の工程を全て行う場合）	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928円
	婦人靴	パンプス	同上	裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783円
		ショートブーツ	同上	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788円
	婦人靴	パンプス	同上	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010円
		ショートブーツ	同上	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704円
裁断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	160円
	婦人靴	パンプス	同上	無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137円
		ショートブーツ	同上	ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183円
		サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149円

2　東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効力発生の日
令和６年８月３１日

【適用対象者】
東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品　　目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）

工　　程	規　　格		金　　額
身返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上		1か所につき　19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上		10 センチメートルにつき　22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上		20 センチメートルにつき　29円
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき　26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき　32円
	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき　28円
ボタン付け	18 ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき　17円
		根巻き4回以上	1個につき　17円
	20 ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき　18円
		根巻き4回以上	1個につき　18円
	2つ穴、カボタンつき		1個につき　24円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル		1か所につき　13円
	糸ループの長さ5センチメートル		1か所につき　20円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め		1か所につき　14円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上		10 センチメートルにつき　24円
そで口裏まつり			10 センチメートルにつき　22円
ファスナー裏まつり			10 センチメートルにつき　22円
襟付けまつり			10 センチメートルにつき　21円
ウエスト裏まつり			20 センチメートルにつき　27円
肩パット付け	内パット		1組（1着分）につき　62円
	外パット		1組（1着分）につき　59円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め		1着分につき　70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め		1枚につき　35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの		1個につき　18円

3　東京都電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日
令和７年８月２日

【適用対象者】
東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

品　　目	工　　程	規　　格	金　　額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき　1円42銭
プリント基板	部品の差し		1個につき　1円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき　2円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき　6円79銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき　2円88銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき　3円67銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1 か 所につき 1円02銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき　91銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円46銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき　3円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき　1円19銭